

契約管財課

入札・契約制度の改正について

- | | | |
|----|--|---|
| 第1 | 物品契約における制限付一般競争入札の試行対象案件
の拡充について | 1 |
| 第2 | 区内事業者認定制度における認定基準の改正について | 2 |
| 第3 | 業務委託契約における特別簡易型総合評価方式の評価
方法の見直しについて | 3 |

第1 物品契約における制限付一般競争入札の試行対象案件の拡充について

1 経緯

区は、物品の購入に関する契約に係る入札について、受注を希望する事業者が入札に参加できる環境整備を目的とし、平成27年12月から、制限付一般競争入札を試行実施しています。

導入後2年目以降、制限付一般競争入札1件当たりの参加事業者数は、平均5～6事業者と安定しており、導入当初の課題であった事業者への周知徹底については、十分に認知されていると考えられます。

しかしながら、平成30年度の制限付一般競争入札の件数は、入札件数全体の約3割程度であり、指名競争入札の割合が高い状況にあります。

指名競争入札は、事業者は区から指名されなければ入札に参加することができないため、受注可能な事業者が指名されず、不調になる恐れがあります。

また、同一業種の案件について、指名業者が重複しないよう選定することから、選定業務に時間を要しており、契約事務の効率化を図る必要があります。

については、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境を整備し、適正な入札を実施すること、及び効率的な契約事務を執行することを目的として、制限付一般競争入札の試行対象案件を拡充することとします。

2 試行対象案件の拡充

制限付一般競争入札は、事業者自らが契約内容を把握し、入札参加を申請する制度であることを踏まえ、拡充する案件は、件名等から契約の内容を容易に把握することができる以下の4業務とします。

	試行対象案件
現行	①物品購買②印刷製本③バス借上げ④照明器具賃貸借
拡充する案件	①機械設備等の部品交換業務 ②廃棄物処理業務 ③賃貸借業務（物品及び建物等賃貸借） ④建物、貯水槽及び雨水ます等の清掃業務

3 適用

令和2年4月1日以後に契約を締結する案件から適用します。

第2 区内事業者認定制度における認定基準の改正について

1 経緯

区は、入札制度において、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う者を、「区内営業所」又は「区内営業所（本店級）」として認定し、区内に登録簿上の本店所在地を置く事業者（以下「区内本店」といいます。）と概ね同等の取り扱いをしています。

認定を受けた事業者は、入札において優遇措置（※）を講じられるため、認定に当たっては、厳格な審査が求められます。

また、認定に当たっては、事業所の実態を伴っていることを確認するため、訪問調査を実施していますが、調査の際、訪問日時を指定せずに訪問すべきとの意見・要望があります。

平成25年4月の制度導入から6年目となり、区内事業者優遇策をより一層推進するため、認定要件及び現地調査方法を見直します。

2 見直し内容

（1）認定要件の見直し

営業所に配置する職員は、正規雇用であることとします。

（2）現地調査の強化

認定事業者の資格要件を厳格に審査するため、現在実施している、区内営業所（本店級）の認定の際の訪問調査に加え、認定の翌年に必要に応じて、日時を指定せず、訪問調査を実施することとします。

3 適用

令和2年4月1日以降の申請から適用します。なお、既認定事業者については、認定更新の申請（令和2年10月1日）から適用します。

※入札における優遇措置

項目	区内本店	本店級	営業所
工事契約における同時受注制限	なし	なし	3件まで
業務委託契約における特別簡易型総合評価方式の加点	4点	4点	0点
指名競争入札における選定の優遇	優先	優先	なし

第3 業務委託契約における特別簡易型総合評価方式の評価方法の見直しについて

1 経緯

区は、業務委託契約において、より質の高い履行の確保を図るため、価格競争に加え、業務履行評価等を反映させることにより、業務の品質を考慮の上、落札者を決定する「特別簡易型総合評価方式」を平成28年4月から導入しています。

価格評価については、最低価格で入札した者を25点とし、それ以降、入札金額の低い者から24点、23点と1点ずつ減じた点数を配点しています。

この評価方法の場合、価格点は入札の参加事業者数によって決定することとなり、金額の差は評価されていない状況です。

業務履行評価等については、区内事業者と区内に本店と同様の機能を有する営業所を設置する事業者が同じ評価となっており、区内事業者優先策を推進するためには、評価に差を設ける必要があります。

また、工事契約における特別簡易型総合評価方式の配点項目にある、災害時における区との協定の締結がある事業者を評価する「災害協定活動点」について、業務委託契約においても評価項目として追加することで、各事業者の災害時の協力の促進が期待できます。

以上の課題を踏まえ、入札金額の評価をより適切に落札決定に反映させ、また、区内事業者優先策の推進を図るため、評価方法の一部を見直します。

2 対象案件

区の施設等において日常的に業務を行い、専ら人的サービス（役務）を中心とした、予定価格50万円を超える長期継続契約（例：建物清掃業務、用務業務等）

3 評価項目の見直しの内容

(1) 価格点の評価方法の変更

入札者の入札価格を、より適切に評価に反映させるため、現行は、最低入札価格の入札者から順に25点、24点、23点・・・と配点しているものを、入札金額の比率で決定します。（計算式等は別紙1のとおり）

(2) 技術等評価点の配点の変更等

①業務履行体制評価点

区内事業者及び区内営業所（本店級）認定事業者に加点するものです。

現行では、両事業者とも4点を配点しているものを、区内営業所（本店級）の配点を2点に変更します。

項目	区分	変更前	変更後
業務履行体制評価点	区内本店	4点	4点
	本店級	4点	2点

②地域貢献等評価点

ア 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点・障害者雇用点・環境配慮点
各認定等を受けている事業者に加算するものです。

現行では、認定等事業者に2点を加算しているものを、1.5点に変更します。

イ 災害協定活動点（新規）

工事の特別簡易型総合評価方式の配点項目に合わせ、区と災害時における協定の締結がある事業者、又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合に1.5点を加算します。

評価項目		変更前	変更後
地域貢献 等評価点	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点	2点	1.5点
	障害者雇用点	2点	1.5点
	環境配慮点	2点	1.5点
	災害協定活動点（新規）	—	1.5点

4 評価項目及び点数配分

別紙2のとおり

5 適用

令和2年4月1日以後に契約を締結する案件から適用します。

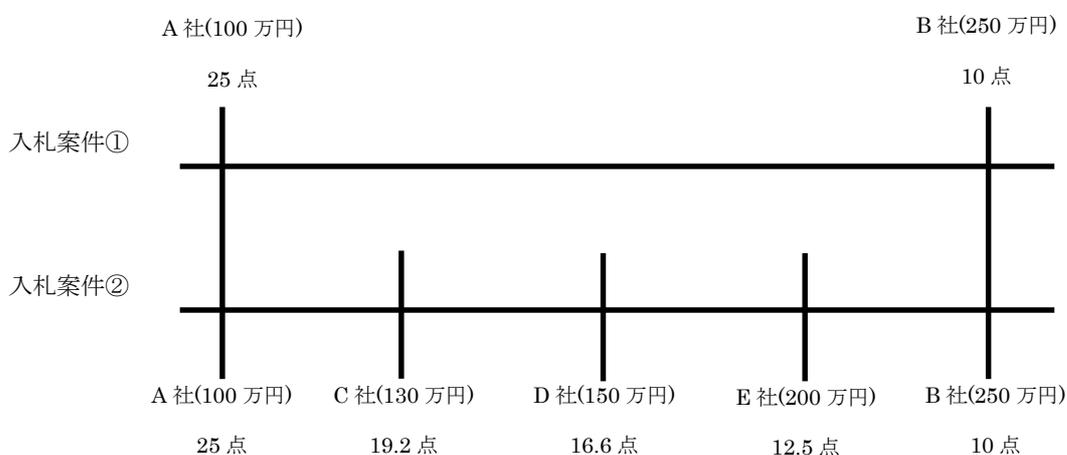
価格点の評価方法

【変更後】 価格点は入札金額の比率で決定する。

算定式

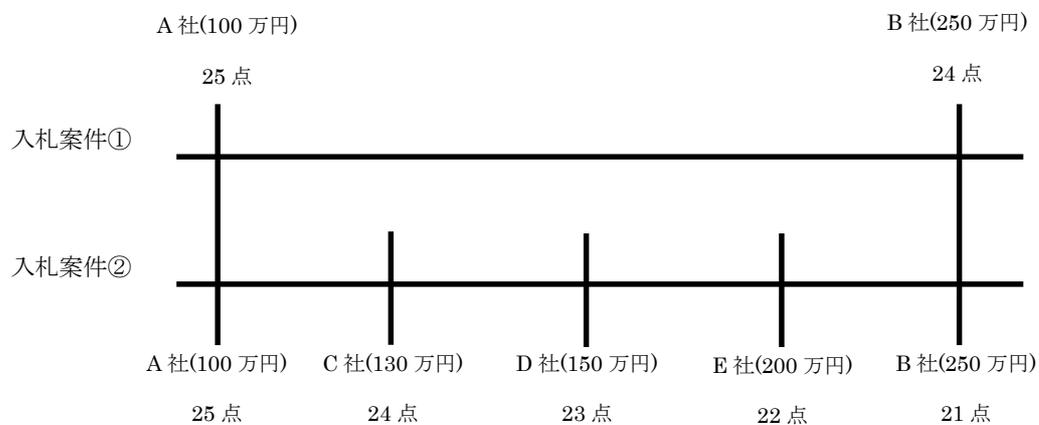
$$\text{入札者の価格点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札者の入札価格}} \times 25 \text{ 点}$$

(例)



【現行】 価格点は参加事業者数によって決定する。

(例)



評価項目及び点数配分

評価項目		配点				
		区分	現行	改正後	計	
価格点 (25点)			25	25	25	
技術等評価点 (25点)	業務履行評価点 (15点)			15	15	
	業務履行評価体制評価点 (4点)		区内本店	4	4	25
			本店級	4	2	
	地域貢献等評価点 (6点)	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点	認定あり	2	1.5	
		障害者雇用点	雇用あり	2	1.5	
		環境配慮点	参加あり	2	1.5	
		災害協定活動点	協定締結あり	—	1.5	
合計					50	

※落札候補者の点数が同じ場合は、以下の①から③の順番で各項目の点数が高いものを落札者とする。

①業務履行評価点②業務履行体制評価点③価格点